

奈良県産業振興総合センター研究費の不正防止対策基本方針

奈良県産業振興総合センター所長

令和2年3月31日策定

奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、公的機関からの補助金及び委託費等の競争的資金、県単独事業、共同・受託研究費等を財源として、センターが管理するすべての研究費（以下「研究費」という。）の不正防止対策の基本方針を定める。

1 責任体系の明確化

不正防止対策に関する責任体系を明確化し、センター内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境の構築を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営、管理を行う。

5 情報発信・共有化の推進

研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。また、研究費不正防止に関する方針等を外部に公表する。

6 モニタリングの在り方

研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。